

京都市骨髄ドナー奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「骨髄バンク」という。）が行う骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業（移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成24年法律第90号）第2条第5号に規定する事業をいう。）において骨髄・末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の提供を行った者に対し、京都市骨髄ドナー奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この奨励金は、骨髄等の提供を行った者に対し、奨励金を交付することによって、骨髄等の提供に伴う身体的、精神的又は経済的負担の軽減を図り、もって骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業の促進を図ることを目的とする。

(対象者)

第3条 奨励金の交付の対象となる者は、骨髄等の提供を行った者で、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 骨髄等の提供を行った日（以下「骨髄等提供日」という。）に市内に住所を有している者
- (2) 他の自治体等が実施する同種同類の奨励金又は助成金等を受けていない者

(奨励金の額)

第4条 第2条に定める奨励金の額は、次に掲げる骨髄等の提供に係る通院、入院又は面談（骨髄等の採取のための手術及びこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のためのものを除く。）の日数に2万円を乗じて得た額とし、1回の提供につき14万円を限度とする。

- (1) 健康診断のための通院
- (2) 自己血貯血のための通院
- (3) 骨髄等の採取のための入院
- (4) 前3号に掲げるもののほか、骨髄バンク又は医療機関が必要と認める通院、入院又は面談

(交付の申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、骨髄等提供日から1年以内に、京都市骨髄移植ドナー奨励金交付申請書兼請求書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

- (1) 骨髄バンクが発行する骨髄等の提供を行ったことを証する書類
- (2) 骨髄等の提供に係る通院，入院又は面談をした日を証する書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか，市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定により申請があったときは、速やかに内容の審査を行い、奨励金の交付を決定したときは、京都市骨髄ドナー奨励金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(奨励金の返還)

第7条 市長は、申請者が虚偽その他不正な行為により奨励金の交付を受けたと認めたときは、当該奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，健康長寿のまち・京都推進担当局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は，平成27年11月1日から施行し，同年27年4月1日以降に骨髄等の提供を行った者から適用する。

(交付申請期限の特例)

- 2 平成27年4月1日から施行の日までに骨髄等の提供を行った場合の交付申請期限は，第5条の規定にかかわらず，この要綱の施行の日から1年以内とする。

附則

この要綱は，平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は，令和4年3月31日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

京都市骨髄移植ドナー奨励金交付申請書兼請求書

(宛先)京都市長	年 月 日
申請者の住所 〒	申請者の氏名 電話番号 — —

京都市骨髄ドナー奨励金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請（請求）します。

1 申請内容

フリガナ		生年			
氏 名		月 日	年	月	日生
骨髄等提供日の住所	〒				
申請金額	円				
骨髄等の提供に係る 通院又は医師等との 面談した日	年 月 日	年 月 日			
	年 月 日	年 月 日			
骨髄等の提供に係る 入院をした期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）				

2 請求内容（次の口座への振込を依頼します。）

振込口座	金融機関 名	銀行・信用金庫 信用組合・農協		本店・支店 出張所			
	フリガナ		預金種目	普通		当座	
	口座名義 人		口座番号				

※提供者本人以外の口座には振込できません。

3 確認事項

- ☐ 私は、他の自治体等が実施する骨髄等の提供に係る奨励金又は助成金等の交付を受けていません。
- ☐ 私は、審査に必要な情報（住民基本台帳、通院の状況等）の提供、確認及び調査に同意します。

4 添付書類

- (1) 公益財団法人日本骨髄バンクが発行する骨髄等の提供を行ったことを証する書類

- (2) 骨髄等の提供に係る通院，入院又は面談をした日を証する書類
- (3) その他（ ）

第 2 号様式（第 6 条関係）

京都市指令 第 号
年 月 日

（申請者）

住 所
氏 名 様

京都市長 印

京都市骨髓ドナー奨励金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった京都市骨髓ドナー奨励金については，次のとおり交付することを決定しましたので，京都市骨髓ドナー奨励金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

交付決定額	円
-------	---